

秋田市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市古川町街区公園（土崎市民グラウンド）の施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月16日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市土崎港西五丁目3番1号

北部地区住民自治協議会

会長 渡 邊 清 明

2 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで